

## [ローマ共和政]

前11世紀…ラテン人（イタリア人の一派）がイタリア半島に定住

→ラテン人の集落の一つからローマが成立。

彼らには、**パトリキ**（貴族）と**プレブス**（平民）の身分差があった。

→前9世紀…**エトルリア人**がイタリア半島で栄える。

→ローマは**ティベル川**ほとりに都市を建設。エトルリア人の王を追放して共和政に移行。

### 〈共和政の体制と変化〉

**コンスル**（執政官）…任期2年で貴族（パトリキ）から選出される最高官。

**ディクタトル**（独裁官）…非常時にコンスルから1名選出され、全権をまかされる職。

**元老院**（セナトゥス）…貴族の長老からなり、政治の実権を握る。

**平民会**…平民のみで構成され、**護民官**を議長とする議会。

**護民官**…平民の保護のための役職。貴族、元老院の決定権に拒否権をもった。

前450年頃…**十二表法**：ローマ最古の成文法で、貴族による法の独占の阻止が目的

→前450年…**カヌレイウス法**：パトリキ、プレブス間の結婚を認める。

→前367年…**リキニウス・セクスティウス法**：コンスルの一人は平民から選出

→前287年…**ホルテンシウス法**：平民会の決議を元老院の承認なしに国法とする。